# 令和5·6年度読書活動推進事業 実施要項

## 1 趣旨

児童生徒の確かな学力を育むためには、各教科等を通じて思考力・判断力・表現力等を育む観点から、言語に 対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、言語活動の充実を図る ことが重要となっている。

その中でも、読書は児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じた多様な指導の展開が大切である。

そこで、子どもの自主的な読書活動を推進するために、学校教育における読書の位置付けやねらいを明確にするとともに、学校図書館を中核とした地域全体による効果的な取組や学校図書館が主体的な学習活動を支援する拠点となるような方法等について実践的な研究を行い、読書活動の一層の推進に資する。

- 2 読書活動推進校の指定 中学校及び義務教育学校(後期課程) 6 校(各教育事務所) ※中学校区で研究を行う
- 3 事業期間 令和5年度及び令和6年度の2年間とする。

### 4 推進教員の配置

- (1) 読書活動推進校には、推進教員を特別に配置することとする。
- (2) 推進教員は、本事業の実施にあたって中心的な役割を担い、中学校区全体の児童生徒の読書活動の推進及び学校図書館の整備・充実に努めるものとする。
- (3) 推進教員は、連絡協議会及び実践交流会に参加するものとする。

## 5 研究内容

- (1) 各教科等における様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど授業と読書活動の連動のあり方
- (2) 学校図書館を活用した言語活動のあり方
- (3) 豊かな心をはぐくむ読書活動のあり方
- (4) 家庭と連携した読書習慣の育成
- (5) 中学校区内の小学校と連携した読書活動のあり方(必須)
- (6) 地域全体による効果的な読書活動のあり方
- (7) ボランティア等との連携による図書館運営ならびに読書活動推進のあり方
- (8) インターネット等情報メディアや1人1台端末等 ICT を活用した読書活動のあり方
- (9) 園児や低学年児童等への読み聞かせなど、読書活動における異年齢交流のあり方
- (10)推進教員(司書教諭等)を中心とした学校図書館の活性化

### 6 推進校の運営等

- (1) 推進校は、中学校区内で研究体制を整備するとともに、中学校区内の小学校と連携した実践を積極的に進め、中学校区全体で、計画的、継続的に研究を進めるものとする。特に、2年間の事業としていることから、1年目の成果と課題を検証し、それをもとに、2年目にさらに研究を深めるようにする。
- (2) 推進校は、県教育委員会及び当該市町組合教育委員会と密接な連携を図り、研究を行うものとする。県教育委員会は推進校に対して、推進校の成果を広く県内に普及するため、公開授業の実施や実践事例の作成を求める。
- (3) 推進校は、令和5年度当初に実施計画書(別紙様式1-1、1-2)、令和5年度の終了時に研究の中間報告書(別紙様式2-1、2-2)を、令和6年度当初に実施計画書、終了時に実施報告書をそれぞれ義務教育課長に提出するものとする。
- (4) 令和6年度実施計画書、実施報告書については、令和5年度の成果と課題を踏まえ、様式を別途通知する。